

浜の活力再生広域プラン  
令和2～6年度  
(第2期)

## 1 広域水産業再生委員会

組織名	五島市広域水産業再生委員会
代表者名	草野 正（五島漁業協同組合 代表理事組合長）

広域委員会の 構成員	五島地区地域水産業再生委員会 五島ふくえ地区地域水産業再生委員会 奈留町地区地域水産業再生委員会 長崎県 五島市
オブザーバー	

※再生委員会の規約及び推進体制が分かる資料を添付すること。

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	五島市管内全域 一本釣り漁業 850 経営体（取組項目①、③、④、⑤） 延縄漁業 31 経営体（取組項目①、③、④、⑤） 刺網漁業 105 経営体（取組項目①、③、④、⑤） 曳縄漁業 33 経営体（取組項目①、③、④、⑤） 定置網漁業 83 経営体（取組項目①、③、④、⑤、⑦） 養殖漁業 21 経営体（取組項目②、③、④、⑥） まき網漁業 4 経営体（取組項目①、③、④、⑤） たこ漁業 9 経営体（取組項目①、③、④、⑤） 採介漁業 545 経営体（取組項目①、③、④、⑤）
---------------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

## 2 地域の現状

## (1) 地域の水産業を取り巻く現状等

<p>五島市は、九州の最西端、長崎県の西方海上約 100km に位置する離島地域であり、平成 16 年に旧福江市、南松浦郡富江町・玉之浦町・三井楽町・岐宿町・奈留町の 1 市 5 町の合併により誕生した。</p> <p>周囲を好漁場に囲まれ、古くから一本釣り・はえ縄漁業を中心とし、沿岸では定置網漁業や養殖業、沖合では中型まき網漁業など様々な漁業が展開されてきたが、近年では水産資源の減少や魚</p>
--

価の低迷により漁協経営が悪化し、平成8年には16あった漁協が現在では五島漁業協同組合、五島ふくえ漁業協同組合、奈留町漁業協同組合の3漁協に集約されている。

これらの市内3漁協による平成30年度の地域内総生産量は9,473トン、生産額は43億円にのぼるが、漁獲物の大半は市場流通を経てフェリー等で島外へ出荷されるため、流通面では多大な輸送コストがかかっている。

このような状況の中、3漁協においてはそれぞれ独自に消費地との直接取引やインターネット販売等に取り組んできているが、漁協個別の取引では情報発信力が弱く、継続的に出荷を続けることが難しいことから、新たな販路開拓が進んでいないのが実情である。

なお、市内3漁協では漁業者によって漁獲物の締め方や温度管理、衛生管理等の取扱方法が大きく異なるため、漁獲物の品質にバラつきが生じている。そのため市場出荷においては魚価が低品質のものに影響されがちで、高い鮮度保持技術を施した漁獲物であっても価格に反映されにくいため漁業者の所得向上につながらない状況である。

さらに、地区全体の73.9%が60歳以上の漁業者で占められており、高齢化や後継者不足が深刻化している。加えて漁船、漁労機器等の老朽化なども伴い、漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁業経営を維持することが困難となっている。

また、以前から当該地区の定置網及び漁船漁業におけるクロマグロの混獲が散見されている。WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)で合意された保存管理措置に基づいて設定されている我が国のクロマグロ漁獲上限を遵守するためには、当該地域の定置網及び漁船漁業を休漁せざるを得ず、かかる事態となれば、本広域浜プランに掲げる地域一体となったブランド化の推進に支障を来すこととなり、クロマグロの混獲回避や放流に関する取組が必要となっている。

## (2) その他の関連する現状等

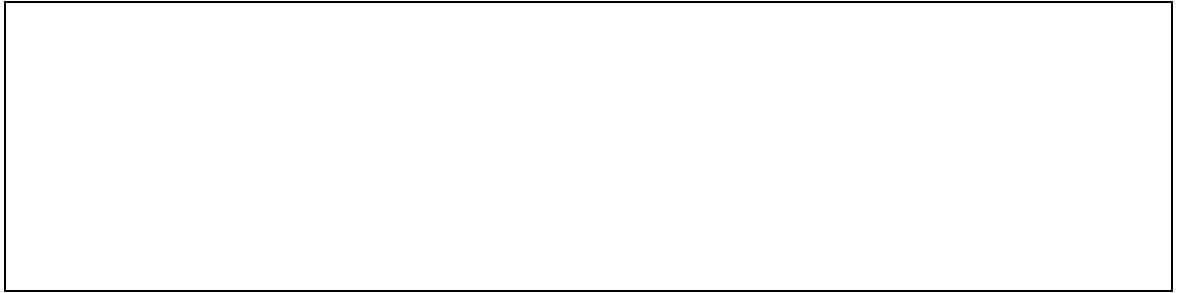
五島市内の3漁協ごとに地域水産業再生委員会を立ち上げ、平成26年度にそれぞれの再生委員会で「第1期浜の活力再生プラン」の取組を開始し、令和元年度から第2期へ移行している。この中で“漁獲物の鮮度保持技術の向上及び流通販売の取組”を共通テーマとして掲げ、地域全体が一丸となって取り組んでいくこととして、五島市広域再生委員会を立ち上げ、平成27年度から「第1期浜の活力再生広域プラン」に取り組んできたところである。

## 3 競争力強化の取組方針

### (1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

#### ① 前期の浜の活力再生広域プランの評価(成果及び課題等)

—
---



② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

前期に確立した地域ブランド魚「五島メ」(地域全体で統一した取扱基準に基づき処理された漁獲物)について、今期は、五島メの匠認定委員会を軸に技術の普及、地域全体のスキルアップを図るとともに、新たな販路(後述)を通じた認知度向上等の取組により、需要拡大、単価向上を図る。また、販路に関しては、従来の物産振興協会による直接取引の拡充に加え、長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷ルート(市場止め出荷)、さらには3漁協、仲買等が連携して既存の市場流通経路を活用した出荷体制を構築することで、出荷量の増大を図る。そのために必要となる漁業共同利用施設については、複数施設の集約化や機能再編を検討し、製氷・貯氷施設や水産作業等軽労化機能の整備を行い、漁業者の利便性向上及びコスト削減による競争力強化を図る。

市、県、漁協、漁業者が一体となって、新たな漁法の導入、漁労作業の協業化、磯焼け対策など生産性を向上させるための取り組みを引き続き実施し、地域全体の競争力を強化する。

また、本地域では、地域ブランド化の推進を行い、水産業の競争力強化を図ることとしているが、これを推進するためには、定置網及び漁船漁業の安定的な操業が必要であり、混獲によるクロマグロの漁獲上限の超過を回避するために当該漁業を休漁するというわけにはいかないため、混獲の回避や放流に関する取組を行うことにより、適切な資源管理を実施する。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

① 前期の浜の活力再生広域プランの評価(成果及び課題等)





② 今期の浜の活力再生広域プランの基本方針

引き続き前期と同じルールにより「中核的漁業者」を認定し、彼らを中心として、生産性の向上、新規就業者の確保、競争力の強化などを推進し、活力ある漁村の再生を目指す。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

それぞれの地区で策定した資源管理計画を推進していくとともに、磯焼け対策なども積極的に実施し、漁場の管理・改善を行う。

<p>五島地区地域水産業再生委員会</p> <p>1 マダイ</p> <p>◆漁業者の自主的な取組</p> <p>・大型定置、小型定置共に休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。又、一本釣りについても地域ごとに休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。</p> <p>2 プリ</p> <p>◆漁業者の自主的な取組</p> <p>・大型定置、小型定置共に休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。又、一本釣りについても地域ごとに休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「もじゃこ漁業」、体長等の制限</p> <p>◆もじゃこ漁業及び中型まき網漁業（もじゃこまき網漁業）許可方針</p> <p>・許可の対象、許可期間、操業区域、操業期間、漁具漁法の制限、船舶の制限、操業時間、許可の表示</p> <p>3 メダイ</p> <p>◆漁業者の自主的な取組</p>	<p>五島ふくえ地区地域水産業再生委員会</p> <p>1 キビナゴ</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「さし網漁業」</p> <p>◆さし網（きびなさし網）漁業許可方針</p> <p>・漁具及び漁法等の制限</p> <p>2 イサキ</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・集魚灯を使用する釣漁業（いかつり漁業を除く）の消費電力制限</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・集魚灯の消費電力の制限</p> <p>3 ケンサキイカ</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限（採捕区域、集魚灯及び安定器の使用または設備）</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「小型いかつり漁業」</p>	<p>奈留町地区地域水産業再生委員会</p> <p>1 アジ</p> <p>◆長崎県海面漁業調整規則</p> <p>2 サバ</p> <p>◆漁業者の自主的な取り組み</p> <p>◆長崎県海面漁業調整規則</p> <p>3 イカ</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限（採捕区域、集魚灯及び安定器の使用または設備）</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県海面漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「小型いかつり漁業」</p> <p>・集魚灯の消費電力の制限</p> <p>◆小型いかつり漁業許可方針</p> <p>・上記「五島海区漁業調整委員会指示」と同様の規制が定められている。</p> <p>4 プリ</p> <p>◆長崎県海面漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「もじゃこ漁業」、体長等の制限</p> <p>◆もじゃこ漁業及び中型まき網漁業（もじゃこまき網漁業）許可方針</p> <p>・許可の対象、許可期間、操業区域、</p>
--	--	---

<p>・一本釣り、沖刺し網は休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「固定式さし網漁業」、漁獲成績報告書の提出</p> <p>◆沖合漁業調整要綱</p> <p>・操業区域、漁具の制限、船体標示、漁具の標識、航行記録の保存</p> <p>4 ケンサキイカ</p> <p>◆漁業者の自主的な取組</p> <p>・大型定置、小型定置共に休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。又、一本釣りについても地域ごとに休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限（採捕区域、集魚灯及び安定器の使用または設備）</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「小型いかつり漁業」、集魚灯の消費電力の制限</p> <p>◆小型いかつり漁業許可方針</p> <p>・上記、『五島海区漁業調整委員会指示』と同様の規制がかけられている。</p> <p>5 アオリイカ</p> <p>◆漁業者の自主的な取組</p> <p>・大型定置、小型定置共に休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。又、一本釣りについても地域ごとに休業期間を設け資源保護に取り組んでいる。尚イカ柴（産卵床）の設置作業をおこなって資源増に努めている。</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限（採捕区域、集魚灯及び安定器の使用または設備）</p>	<p>・集魚灯の消費電力の制限</p> <p>◆小型いかつり漁業許可方針</p> <p>・上記『五島海区漁業調整委員会指示』と同様の規制が定められている。</p> <p>4 サザエ</p> <p>◆漁業権行使規則による制限（漁業権漁業のみ）</p> <p>・漁業を営む期間、禁止する漁法、全長等の制限</p> <p>◆五島海区漁業調整委員会指示</p> <p>・福江港湾区域内における水産動植物の採捕の制限</p> <p>◆長崎県漁業調整規則</p> <p>・漁業の許可「潜水器漁業」</p> <p>・体長等の制限</p>	<p>操業期間、漁具漁法の制限、船舶の制限、操業時間、許可の表示</p> <p>5 イサキ</p> <p>◆五島地区漁業調整委員会指示</p> <p>・集魚灯を使用する釣漁業（いかつり漁業を除く）の消費電力制限</p> <p>・定置漁業の保護区域</p> <p>◆長崎県海面漁業調整規則</p> <p>・集魚灯の消費電力の制限</p>
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・定置漁業の保護区域</li> <li>◆長崎県漁業調整規則</li> <li>・漁業の許可「小型いかつり漁業」</li> <li>・集魚灯の消費電力の制限</li> <li>◆小型いかつり漁業許可方針</li> <li>・上記『五島海区漁業調整委員会指示』</li> </ul> <p>と同様の規制が定められている。</p>		
--	--	--

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度）

取組内容	<p>① 地域ブランド化推進関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島メの匠認定委員会は引き続き五島地域内での認定制度の浸透を図り、認定者を増加させる。〔認定者延べ23名を目標とする。認定者は地域のリーダーとなって、他の漁業者へ技術等を普及させ、地域全体のスキルアップを図る。〕</li> <li>・商談会への参加や飲食店との商談を引き続き行い、取扱店舗数を2店舗増の6店舗まで、出荷額を480万円まで増やす。</li> <li>・五島メの匠認定者が増え、様々な店舗と商談を行っているが、取引が継続せず取扱店舗数が増えていない。認定者にヒアリングを行い、出荷できる魚種やその時期、各々が出せる出荷量等を確認・集約することで、五島メ鮮魚販売においてターゲットとする販売先や出荷可能な店舗数を明確化し、販売体制を整える。</li> <li>・五島メの「売り」が明確化されておらず、販促ツールとなるパンフレットの内容も充実していないため、認定者へのヒアリングや長崎大学との連携による五島メ鮮魚のうまみ成分や食べ頃の調査を検討し、五島メの「売り」を明確化するための情報収集を行う。</li> <li>・新たな流通経路の開拓として、長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷体制の検討を行う。</li> <li>・イセエビ、アワビ等の活魚について、3漁協の相場の情報連携や、畜養施設の増設による出荷調整に取り組む。</li> </ul> <p>② 養殖用餌料確保関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、養殖業者は、まき網・定置網業者と連携して生餌を調達することで、その調達コストの削減に取り組む。</li> </ul> <p>③ 漁家経営安定化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により機器等を導入するとともに、その効果等を分析し、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・漁業者は、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費</li> </ul>
------	--

	<p>の削減に努める。</p> <p><b>④ 中核的担い手育成関連</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核的漁業者は漁協と連携して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業による漁船リースを活用して収益を改善し漁業所得の向上を図る。</li> <li>・中核的漁業者は、漁家経営の分析を行い、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・中核的漁業者は、経営改善指導に基づき、漁業経営の安定化に努める。</li> <li>・中核的漁業者は、引き続き、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。</li> <li>・中核的漁業者のうち、雇用型漁業を営む者については、引き続き、新規漁業就業者総合支援事業による長期研修を実施するなどして、雇用の確保に努める。</li> <li>・中核的漁業者のうち、独立型漁業を営む者については、引き続き、五島市と連携して、独立型の漁業研修制度の拡充に努める。</li> </ul> <p><b>⑤ 操業ルールの確立関連</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな資源管理の取組として、大型定置網漁業では定置網の目合い拡大、小型定置漁業・刺網・釣り（一本釣・曳縄・延縄）漁業では休漁日の設定による漁獲圧の低減に取組み、その効果を分析、周知することで操業ルールの確立、普及を図る。</li> </ul> <p><b>⑥ 漁港、漁労施設の維持・管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。</li> <li>・漁協は保有する漁労施設の適切な維持管理に努める。</li> <li>・県、市は機能保全計画（県：6漁港、市：13漁港）に基づき、漁港の適切な維持管理に努める。</li> </ul> <p><b>⑦ クロマグロの資源管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の漁業者は、定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</li> <li>・漁船漁業者は漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単の販売促進関連事業（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証調査）（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）（関連項目②）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（関連項目⑦）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（関連項目②⑥）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（関連事項③④⑥）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（関連項目④）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産基盤整備事業（関連項目⑥）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（関連項目⑥）</li> <li>・漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・水産業競争力強化漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金（関連項目⑥）</li> </ul>
--	---

2年目（令和3年度）

取組内容	<p>① 地域ブランド化推進関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島メの匠認定委員会は引き続き五島地域内での認定制度の浸透を図り、認定者を増加させる。〔認定者延べ26名を目標とする。認定者は地域のリーダーとなって、他の漁業者へ技術等を普及させ、地域全体のスキルアップを図る。〕</li> <li>・商談会への参加や各店舗との商談を引き続き行い、取扱店舗数を前年から2店舗増の8店舗まで、出荷額を620万円まで増やす。</li> <li>・1年目に行った認定者へのヒアリングや長崎大学との連携による五島メ鮮魚のうまみ成分や食べごろの調査によって得られる情報をまとめ、五島メの「売り」を明確化し、商談パンフレット等を充実させることで商談体制を整える。</li> <li>・従来は直接取引が中心であった五島メについて、新たな流通経路の開拓として、長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷体制を整え、市場出荷を可能とし、販路拡大及び新規取引の開拓へつなげる。</li> <li>・地元仲買の認知度が低く、また五島メの取り組みに対する理解度が低いため、五島メについて仲買らと情報を共有し、連携体制を強化する。</li> <li>・イセエビ、アワビ等の活魚について、3漁協の相場の情報連携や、1年目に増設した畜養施設による出荷調整に取り組む。</li> </ul> <p>② 養殖用餌料確保関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、養殖業者は生餌の調達コストを下げるべく、まき網・定置網業者と連携して調達に取り組む。</li> </ul> <p>③ 漁家経営安定化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により機器等を導入するとともに、その効果等を分析し、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・漁業者は、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。</li> </ul> <p>④ 中核的担い手育成関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核的漁業者は漁協と連携して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業による漁船リースを活用して収益を改善し漁業所得の向上を図る。</li> <li>・中核的漁業者は、漁家経営の分析を行い、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・中核的漁業者は、経営改善指導に基づき、漁業経営の安定化に努める。</li> </ul>
------	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核的漁業者は、引き続き、船底清掃（年２回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。</li> <li>・中核的漁業者のうち、雇用型漁業を営む者については、引き続き、新規漁業就業者総合支援事業による長期研修を実施するなどして、雇用の確保に努める。</li> <li>・中核的漁業者のうち、独立型漁業を営む者については、引き続き、五島市と連携して、独立型の漁業研修制度の拡充に努める。</li> </ul> <p>⑤ 操業ルールの確立関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協及び漁業者は１年目に確立した操業ルール（定置網の目合い拡大、休漁日の設定等）を遵守し資源管理に取り組む。</li> </ul> <p>⑥ 漁港、漁労施設の維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。</li> <li>・魚協は保有する漁労施設の適切な維持管理に努める。</li> <li>・県、市は機能保全計画（県：６漁港、市：１３漁港）に基づき、漁港の適切な維持管理に努める。</li> </ul> <p>⑦ クロマグロの資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の漁業者は、定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</li> <li>・漁船漁業者は漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単の販売促進関連事業（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証調査）（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）（関連項目②）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（関連項目⑦）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（関連項目②⑥）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（関連事項③④⑥）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（関連項目④）</li> <li>・水産基盤整備事業（関連項目⑥）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（関連項目⑥）</li> <li>・漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・水産業競争力強化漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金（関連項目⑥）</li> </ul>

取組内容	<p>① 地域ブランド化推進関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島メの匠認定委員会は引き続き五島地域内での認定制度の浸透を図り、認定者を増加させる。〔認定者延べ29名を目標とする。認定者は地域のリーダーとなって、他の漁業者へ技術等を普及させ、地域全体のスキルアップを図る。〕</li> <li>・商談会への参加や各店舗との商談を引き続き行い、取扱店舗数を前年から2店舗増の10店舗まで、出荷額を760万円まで増やす。</li> <li>・前年に整備した長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷体制による販路拡大及び新規取引の開拓を継続する。</li> <li>・漁協、仲買等が連携し、新たに既存の市場流通を活用した出荷体制を整備する。</li> <li>・ホテルや一部飲食店について、1次加工（フィレ等）のニーズがあるため、五島メ鮮魚の1次加工出荷について地元加工業者と協力・検討し、新規商品の開発を目指す。</li> <li>・イセエビ、アワビ等の活魚について、3漁協の相場の情報連携や、1年目に増設した畜養施設による出荷調整に取り組む。</li> </ul> <p>② 養殖用餌料確保関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、養殖業者は生餌の調達コストを下げるべく、まき網・定置網業者と連携して調達に取り組む。</li> </ul> <p>③ 漁家経営安定化関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により機器等を導入するとともに、その効果等を分析するし、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・漁業者は、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。</li> <li>・五島ふくえ漁協は、福江地区の集出荷拠点である福江港において、鮮度保持・出荷に欠かせない氷を安定的かつ安価に供給できるようにするため、同港において製氷施設の整備に着手する。併せて、近隣地区（奥浦地区）の製氷施設の集約化に向けて取り組む。</li> </ul> <p>④ 中核的担い手育成関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核的漁業者は漁協と連携して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業による漁船リースを活用して収益を改善し漁業所得の向上を図る。</li> <li>・中核的漁業者は、漁家経営の分析を行い、KPIの達成状況を確認する。</li> <li>・中核的漁業者は、経営改善指導に基づき、漁業経営の安定化に努める。</li> <li>・中核的漁業者は、引き続き、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。</li> <li>・中核的漁業者のうち、雇用型漁業を営む者については、引き続き、新規漁業就業者総合支援事業による長期研修を実施するなどして、雇用の確保に努める。</li> </ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核的漁業者のうち、独立型漁業を営む者については、引き続き、五島市と連携して、独立型の漁業研修制度の拡充に努める。</li> <li>⑤ 操業ルールの確立関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協及び漁業者は1年目に確立した操業ルール（定置網の目合い拡大、休漁日の設定等）を遵守し資源管理に取り組む。</li> </ul> </li> <li>⑥ 漁港、漁労施設の維持・管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。</li> <li>・漁協は保有する漁労施設の適切な維持管理に努める。</li> <li>・県、市は機能保全計画（県：6漁港、市：13漁港）に基づき、漁港の適切な維持管理に努める。</li> </ul> </li> <li>⑦ クロマグロの資源管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の漁業者は、定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</li> <li>・漁船漁業者は漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。</li> </ul> </li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単の販売促進関連事業（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証調査）（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）（関連項目②）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（関連項目⑦）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（関連項目②③⑥）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（関連事項③④⑥）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（関連項目④）</li> <li>・水産基盤整備事業（関連項目⑥）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（関連項目⑥）</li> <li>・漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・水産業競争力強化漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金（関連項目⑥）</li> </ul>

4年目（令和5年度）

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域ブランド化推進関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島への匠認定委員会は引き続き五島地域内での認定制度の浸透を図り、認定者を増加させる。〔認定者延べ32名を目標とする。認定者は地域のリーダーとなって、他の漁業者へ技術等を普及させ、地域全体のスキルアップを図る。〕</li> </ul> </li> </ul>
------	--

- ・ 2年目に整備した長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷体制による販路拡大及び新規取引の開拓を継続する。
- ・ 前年に整備した漁協、仲買等の連携による既存の市場流通を活用した体制による出荷を継続し、五島への出荷量を増やし、消費地での認知度向上を図る。
- ・ 商談会への参加や各店舗との商談を引き続き行い、取扱店舗数を前年から2店舗増の12店舗まで、売り上げ金額を900万円まで増やす。
- ・ 加工商品の試験出荷等行い、出荷体制の整備を図る。
- ・ イセエビ、アワビ等の活魚について、3漁協の相場の情報連携や、1年目に増設した畜養施設による出荷調整に取り組む。

#### ② 養殖用餌料確保関連

- ・ 漁協、養殖業者は生餌の調達コストを下げるべく、まき網・定置網業者と連携して調達に取り組む。

#### ③ 漁家経営安定化関連

- ・ 漁業者は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により機器等を導入するとともに、その効果等を分析するし、KPIの達成状況を確認する。
- ・ 漁業者は、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。
- ・ 五島ふくえ漁協は、福江港における製氷施設整備を完了し、氷の安定的かつ安価な供給を開始し、安定的な出荷体制を確保する。併せて、近隣地区（奥浦地区）における製氷施設の集約化に向けて取り組む。

#### ④ 中核的担い手育成関連

- ・ 中核的漁業者は漁協と連携して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業による漁船リースを活用して収益を改善し漁業所得の向上を図る。
- ・ 中核的漁業者は、漁家経営の分析を行い、KPIの達成状況を確認する。
- ・ 中核的漁業者は、経営改善指導に基づき、漁業経営の安定化に努める。
- ・ 中核的漁業者は、引き続き、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。
- ・ 中核的漁業者のうち、雇用型漁業を営む者については、引き続き、新規漁業就業者総合支援事業による長期研修を実施するなどして、雇用の確保に努める。
- ・ 中核的漁業者のうち、独立型漁業を営む者については、引き続き、五島市と連携して、独立型の漁業研修制度の拡充に努める。

#### ⑤ 操業ルールの確立関連

- ・ 漁協及び漁業者は1年目に確立した操業ルール（定置網の目合い拡大、休漁日の設定等）を遵守し資源管理に取り組む。

#### ⑥ 漁港、漁労施設の維持・管理

- ・ 漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚協は保有する漁労施設の適切な維持管理に努める。</li> <li>・県、市は機能保全計画（県：6漁港、市：13漁港）に基づき、漁港の適切な維持管理に努める。</li> </ul> <p>⑦ クロマグロの資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の漁業者は、定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</li> <li>・漁船漁業者は漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単の販売促進関連事業（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証調査）（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）（関連項目②）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（関連項目⑦）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（関連項目②③⑥）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（関連事項③④⑥）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（関連項目④）</li> <li>・水産基盤整備事業（関連項目⑥）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（関連項目⑥）</li> <li>・漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・水産業競争力強化漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金（関連項目⑥）</li> </ul>

5年目（令和6年度）

取組内容	<p>① 地域ブランド化推進関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島メの匠認定委員会は引き続き五島地域内での認定制度の浸透を図り、認定者を増加させる。〔認定者延べ35名を目標とする。認定者は地域のリーダーとなって、他の漁業者へ技術等を普及させ、地域全体のスキルアップを図る。〕</li> <li>・2年目に整備した長崎県漁業協同組合連合会を通じた出荷体制による販路拡大及び新規取引の開拓を継続する。</li> <li>・3年目に整備した漁協、仲買等の連携による既存の市場流通を活用した体制による出荷を継続し、五島メの出荷量を増やし、消費地での認知度向上を図る。</li> <li>・商談会への参加や各店舗との商談を引き続き行い、取扱店舗数を前年から2店舗増の14店舗まで、売り上げ金額を1,040万円まで増やす。また、市内漁協を通じた五島メ鮮魚の系統出荷も検討する。</li> </ul>
------	---

・五島メ鮮魚を一部島内でも飲食店やイベント等で観光資源として活用し島内消費を検討する。

・加工商品の開発及び出荷体制を確立し、新たなニーズの獲得を目指す。

・イセエビ、アワビ等の活魚について、3漁協の相場の情報連携や、1年目に増設した畜養施設による出荷調整に取り組む。

#### ② 養殖用餌料確保関連

・漁協、養殖業者は生餌の調達コストを下げるべく、まき網・定置網業者と連携して調達に取り組む。

#### ③ 漁家経営安定化関連

・漁業者は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により機器等を導入するとともに、その効果等を分析するし、KPIの達成状況を確認する。

・漁業者は、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。

・五島ふくえ漁協は、前年に福江港に整備した新製氷施設により氷を安定的かつ安価に供給し、安定的な出荷体制に繋げ、漁家収益性の向上を図る。併せて、本施設の整備により近隣地区（奥浦地区）における製氷施設の集約化に向けて取り組み、旧製氷施設（福江地区）の撤去を行う。

#### ④ 中核的担い手育成関連

・中核的漁業者は漁協と連携して、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業による漁船リースを活用して収益を改善し漁業所得の向上を図る。

・中核的漁業者は、漁家経営の分析を行い、KPIの達成状況を確認する。

・中核的漁業者は、経営改善指導に基づき、漁業経営の安定化に努める。

・中核的漁業者は、引き続き、船底清掃（年2回推奨）の実施、減速航行などにより、漁業経費の削減に努める。

・中核的漁業者のうち、雇用型漁業を営む者については、引き続き、新規漁業就業者総合支援事業による長期研修を実施するなどして、雇用の確保に努める。

・中核的漁業者のうち、独立型漁業を営む者については、引き続き、五島市と連携して、独立型の漁業研修制度の拡充に努める。

#### ⑤ 操業ルールの確立関連

・漁協及び漁業者は1年目に確立した操業ルール（定置網の目合い拡大、休漁日の設定等）を遵守し資源管理に取り組む。

#### ⑥ 漁港、漁労施設の維持・管理

・漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に重要な場所であるため、漁業者は、漁港、漁労施設の適正な利用に努める。

・漁協は保有する漁労施設の適切な維持管理に努める。

・県、市は機能保全計画（県：6漁港、市：13漁港）に基づき、漁港の適切な維持管理に努める。

	<p>⑦ クロマグロの資源管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当地域の漁業者は、定置網漁業の安定的操業を図るため、定置網においてクロマグロの入網が見られた際、混獲を回避するための取組を行う。</li> <li>・漁船漁業者は漁船漁業の安定的操業を図るため、漁船漁業でクロマグロの混獲が見られた際、放流に関する取組を行う。</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単の販売促進関連事業（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証調査）（関連項目①）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（養殖用生餌供給安定対策支援）（関連項目②）</li> <li>・広域浜プラン緊急対策事業（クロマグロ混獲回避活動支援）（関連項目⑦）</li> <li>・水産業競争力強化緊急施設整備事業（関連項目②③⑥）</li> <li>・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（関連項目③④）</li> <li>・水産業競争力強化金融支援事業（関連事項③④⑥）</li> <li>・漁業人材育成総合支援事業（関連項目④）</li> <li>・水産基盤整備事業（関連項目⑥）</li> <li>・農山漁村地域整備交付金（関連項目⑥）</li> <li>・漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・水産業競争力強化漁港機能増進事業（関連項目⑥）</li> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金（関連項目⑥）</li> </ul>

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄を適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」は、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

#### (5) 関係機関との連携

<p>◆ 漁獲物の鮮度保持技術の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五島メの匠認定委員会の下部組織で五島メの匠で構成員される五島メ研究会（事務局：長崎県五島振興局五島水産業普及指導センター）は大学等研究機関と連携しながら肉質分析や官能検査等の科学的検証を行い、魚種ごとにもっとも適切な鮮度保持や衛生管理技術について検討する。</li> <li>・五島メの匠認定委員会は五島メ研究会の活動によって得られた検証結果を行政機関・大学等と共有し、それを基にブランド対象魚種を決定するとともに各魚種ごとの鮮度保持・衛生管理にかかる厳格な取扱基準を策定し、その基準に基づき活け締め、箱立て等の漁獲物処理を実施することができる有資格者を漁業者・漁協職員の中から選定し「五島メの匠」として認定する。</li> </ul> <p>◆ 流通販売の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域委員会及びその構成員は、五島メの匠認定者によって活け締め、箱立てされた鮮魚のみを地域ブランド（五島メ）として扱い、漁協は五島メ匠や仲買人と連携しながら、ブランド製品の</li> </ul>
---

消費地との直接取引、市場流通での販売により魚価を向上させ、漁業者の所得向上を図る。

(6) 他産業との連携

五島メ鮮魚については、島外出荷だけでなく、島内の観光客へも提供できるよう、一般社団法人 五島市物産振興協会、一般社団法人 五島市観光協会等と連携し、島内イベントで五島メの認知度向上を推進する。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

五島メで箱立てされた鮮魚を地域ブランドとして販売していくことから、ブランド製品の単価向上を活性化指標と定める。

なお、消費地小売店等との直接取引における販売単価は流通過程の簡略化によって向上する部分もあるので、本プランにおいては真にブランド化による効果を計るため、基準年・目標年における市場卸値での単価により比較を行うものとする。

(2) 成果目標

<b>【地域ブランド化に関する活性化指標】</b> ブランド対象魚種の単価向上 (円/kg)  ※ 対象魚種については五島メの匠認定委員会で検討するため、右記の魚種は現状での候補	イサキ	基準年	令和 1 年度	:	904 円
		目標年	令和 6 年度	:	994 円
	ブリ	基準年	令和 1 年度	:	480 円
		目標年	令和 6 年度	:	528 円
	ヒラマサ	基準年	令和 1 年度	:	780 円
		目標年	令和 6 年度	:	858 円
	マダイ	基準年	令和 1 年度	:	707 円
		目標年	令和 6 年度	:	778 円
	イシダイ	基準年	令和 1 年度	:	1,102 円
		目標年	令和 6 年度	:	1,212 円
	イシガキダイ	基準年	令和 1 年度	:	1,052 円
		目標年	令和 6 年度	:	1,158 円
	ハタ類	基準年	令和 1 年度	:	1,553 円
		目標年	令和 6 年度	:	1,708 円
	アラ (クエ)	基準年	令和 1 年度	:	4,237 円
		目標年	令和 6 年度	:	4,661 円
	メジナ	基準年	令和 1 年度	:	511 円
		目標年	令和 6 年度	:	563 円



	マアジ	基準年	令和 1 年度	:	528 円
		目標年	令和 6 年度	:	581 円
	サバ類	基準年	令和 1 年度	:	453 円
		目標年	令和 6 年度	:	498 円
	アオリイカ	基準年	令和 1 年度	:	1,230 円
		目標年	令和 6 年度	:	1,353 円
	ヤリイカ	基準年	令和 1 年度	:	1,075 円
		目標年	令和 6 年度	:	1,183 円
	イセエビ (活魚)	基準年	令和 1 年度	:	4,820 円
		目標年	令和 6 年度	:	価格維持
	アワビ (活魚)	基準年	令和 1 年度	:	7,211 円
		目標年	令和 6 年度	:	価格維持

【中核的漁業者に関する 活性化指標】 新規漁業就業者数の増加	基準年	平成 26～30 年度： 12 (単位：人)
	目標年	令和 2～6 年度： 13 (単位：人)

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

<p><b>【地域ブランド化推進関連】</b>  基準：3 漁協における市場卸値の平均単価 (H26～H30 の平均値)  目標：ブランド製品の市場卸値の平均単価 (基準の 1.1 倍)</p> <p><b>【中核的漁業者関連】</b>  基準：五島市の過去 5 カ年の新規就業者数合計 (H26～H30)  目標：基準の 1.1 倍</p>
---

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
広域浜プラン緊急対策事業(広域浜プラン実証調査)	◆ 漁獲物の鮮度保持技術の向上 漁獲物の鮮度保持・衛生管理技術向上のための活け締め比較試験、肉質分析、魚のうまみや食べ頃の分析、試験販売
県単の販売促進関連事業	◆ 漁獲物の鮮度保持技術の向上 漁獲物の鮮度保持・衛生管理技術向上のための活け締め比較試験、肉質分析、魚のうまみや食べ頃の分析、試験販売 ◆ 流通販売の取組

	ブランド製品の売り込み、商談
養殖用生餌供給安定 対策事業	◆ 養殖餌料の確保
競争力強化型機器等 導入緊急対策事業	◆ 内燃機関の換装等により競争力の強化を図る。
水産業競争力強化漁 船導入緊急支援事業	◆ 中核的漁業者への漁船リース事業を実施する。
広域浜プラン緊急対 策事業(クロマグロの 混獲回避活動支援)	◆ 当地域の漁業者は、定置網漁業及び漁船漁業の安定的操業を図るため、 定置網及び漁船漁業においてクロマグロの混獲が確認された際、混獲を回 避するための取組及び放流に関する取組を行う。
農山漁村地域整備交 付金	◆ 漁港、漁労施設の適切な維持・管理と必要に応じた整備
漁港機能増進事業	◆ 漁港、漁労施設の適切な維持・管理と必要に応じた整備
水産業競争力強化漁 港機能増進事業	◆ 漁港、漁労施設の適切な維持・管理と必要に応じた整備
浜の活力再生・成長促 進交付金	◆ 漁港、漁労施設の適切な維持・管理と必要に応じた整備
水産業競争力強化 緊急施設整備事業	◆ 競争力強化のために必要となる施設の整備及び旧施設の撤去を行 う。